

## 継続監査制度確立の条件

長吉, 眞一  
九州大学大学院経済学研究院 : 助教授

<https://doi.org/10.15017/1051>

---

出版情報 : 経済学研究. 68 (2/3), pp.187-201, 2001-12-28. 九州大学経済学会  
バージョン :  
権利関係 :

# 継続監査制度確立の条件

長 吉 眞 一

## 1. はじめに

いわゆる情報技術（Information Technology, IT）の進展により、企業を取り巻く情報の利用者（投資家一般）は、パソコン等を通じて積極的に企業のデータベースにアクセスできるようになり、これによって自己に必要な情報を積極的に取り込むことができるようになった。この背景として、次の2点が考えられる。

①ITの進展に伴う投資家一般の企業情報に対するリアルタイムな要求

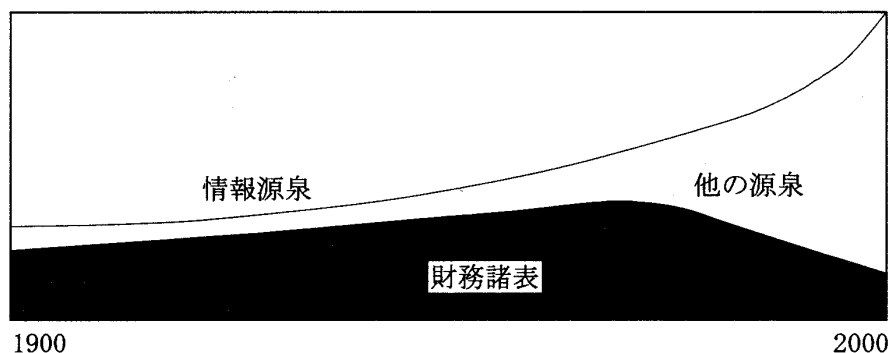
②投資家一般の情報処理能力の増大に伴う入手情報の多様化と大量化

①は、インターネットの急速な普及と電子情報開示や電子商取引の発展によって、投資家一般が企業情報をリアルタイムに要求していくで

あろうことを示すものである。いわば、企業情報に対するリアルタイムな需要の増大である。

②は、投資家一般の情報処理能力やパソコン等の性能が向上したことによって投資家一般が直接に企業のデータベースにアクセスできるようになり、これによって情報を多様かつ大量に入手できるようになっていくことを示している。現在では、テレビにおいて双方向受信が可能となっているように、投資家一般はインターネットによって企業との間で双方向（round trip）の情報をやり取りすることができるようになってきたのである。これはいわば、情報入手の環境整備と入手能力および処理能力の増大に伴う需要の増大である。このような双方向の情報の通信は、今後ますます情報基盤が整備・拡充し、通信機器が発達するにつれて利用頻度が拡大し

図表 1 意思決定者の情報入手源泉



(出所：file:///CI/Program Files/AICPA/Assurance-e/scas/howaffdt/lgfirm/threats/index.htm)

ていくであろう。

以上の2点を背景とした投資家一般による企業情報への需要の増大は、投資家一般による情報要求の多様化、複雑化、連続化として具現していくものと思われる。

このようなインターネットの急速な普及という最近の傾向によって、財務諸表監査を含む「紙媒体による」、「定期的な」かつ「すべてを網羅した」報告書という現在の有価証券報告書制度は、その地位が相対的に低下していくのではないかと考えられる。その理由は、有価証券報告書は、従来、企業が情報を提供するall-in-one-typeの情報提供メディアとして重要な地位を占めてきたが、決算日から「有価証券報告書総覧」として市場で販売されるようになるまで時間がかかりすぎることと、all-in-one-typeであるだけに特定の投資家にとっては必要でない情報も含まれているからである。したがって、ITの進展によって双方向通信が可能となり、投資家一般が企業情報をリアルタイムに入手できるようになれば、投資家一般は、「必要な情報」を、「必要なとき」に、そして「必要なだけ」要求すると考えられ、有価証券報告書は必然的に陳腐化していくと考えられるものである。図表1は、将来予想される投資家一般の情報の入手源泉と従来の紙媒体による有価証券報告書、したがって財務諸表との関係を示したものであるが、情報源泉の多様化と反比例して財務諸表の相対的な地位の低下が予想されている。

以上のとおり、投資家一般による情報の入手源泉が多様化していけば、情報提供メディアとしてのall-in-one-typeの有価証券報告書の地位が低下していくと想定されるが、しかし片方で情報拡充の動きもある。たとえば、東京証券取引所のマザーズ上場企業の四半期財務諸表の

開示とこれに対する監査人による意見表明業務である。これは、東証マザーズ上場企業という新興企業の情報を四半期ごとに監査人による意見とともに市場に提供することによって、投資家の意図しない損失を未然に防止しようという思考から生じたものであるが、この四半期財務諸表の開示は、マザーズ上場企業に限らず東証市場第一部上場企業にまで広がってきている。日経新聞〔2001a〕によれば、三菱商事等の6社は2001年3月期からすでにこの開示を開始しており、NEC等の4社は2002年3月期から、日立製作所等の3社は2003年3月期からそれぞれ四半期財務諸表を開示すると発表した。そして、東芝等3社は2003年3月期以降に開示する方向で検討を開始した。さらに日経新聞〔2001b〕によれば、NECは四半期決算では遅いとして日時決算を導入するとしたようである。これは日時決算状況の開示そのものではないが、毎日の損益やキャッシュ・フローの状況から生産や投資を決めようとする内部管理上の戦略的思考である。

このような市場に対する情報開示拡充の動きもあるが、しかしインターネットの急速な普及によって、投資家一般は企業のデータベースに直接にアクセスして情報を入手できるようになるであろう。そしてこのことは、投資家がさらに当該情報の信頼性に関する保証—すなわち独立の監査人による客観的テスト—を求めるようになるであろうことは想像に難くない。このような情報に関する保証業務は、すでにアメリカやカナダでWebtrust業務やSystrust業務として実施されているものである<sup>1</sup>。前者は電子商取

1 堀江教授はSystrust業務に関する理論的基礎、基本的枠組み、方法と特徴等を詳細に分析している(堀江〔2001〕, pp. 147-161)。

引の信頼性の保証に関する業務であり、後者は電子情報開示を前提とした情報システムの信頼性の保証業務である。そして、情報交換が従来型の一方通行的な情報提供ではなく「双方向型の情報要求と提供」に変化していくとすれば、投資家一般は究極的には、「いつでも」、「どこでも」、そして「どのような情報でも」入手できるようになる。すなわち、投資家一般が企業のデータベースにアクセスしたその瞬間に情報を要求するon-demand型の情報要求<sup>2</sup>となるであろう。そして投資家一般は、on-demand型の情報要求で満足するにとどまらず、そこで入手した情報の信頼性についての保証を求めようになるであろう。つまり、それは投資家一般がアクセスしたときに入手した情報の保証を求めon-demand型の保証要求となると考えられる。そしてこのことは、従来の年1回の監査報告書の発行という特定時点での保証ではなく、on-demand型の監査報告書の発行を要求するように変化していくのではないかと考えられる。すなわち伝統的な財務諸表監査および有価証券報告書制度の地位は、投資家一般の企業情報に対するリアルタイムかつon-demand型の情報要求と、これに伴う保証要求という二重の意味でその地位が低下していくと想定されるのである。

本稿は、以上の前提に立ったうえで、カナダ勅許会計士協会(Canadian Institute of Chartered Accountants, CICA)とアメリカ公認会計士協会(American Institute of Certified Public Accountants, AICPA)が1999年に発表した共著CICA/AICPA [1999] の概要を検討しながら

2 河崎教授は報告を定期報告と継続報告とに分けたうえで、それぞれの目的、対象、手段、タイミングについて興味深い相違を示している(日本会計研究学会 [2000], pp. 4-5)。

ら、将来、継続監査が制度として確立するための条件について考察しようとするものである。

## 2. 継続監査の性質、目的および範囲

「継続監査」とは、独立の監査人が監査対象の基礎となっている事象の発生と同時にまたは短期間のうちに一連の監査報告書を発行し、これを用いて監査対象に関する保証を書面によって提供する方法である(CICA/AICPA [1999], p. 5, 1.)。今日の財務諸表監査にあつては、監査人はある一被監査会社についてほとんど一年中監査業務を実施しているが、CICA/AICPA [1999] によればこのような監査は継続監査とはよばれない。継続監査にあつては、監査人による監査対象の継続的なモニター、監査対象の基礎となっている事象の発生と同時にまたは短期間のうちの監査報告書の発行、そして監査報告書による保証の提供というスキームをたどるのである。CICA/AICPA [1999] によれば、継続監査の性質、目的および範囲は次のように想定される。

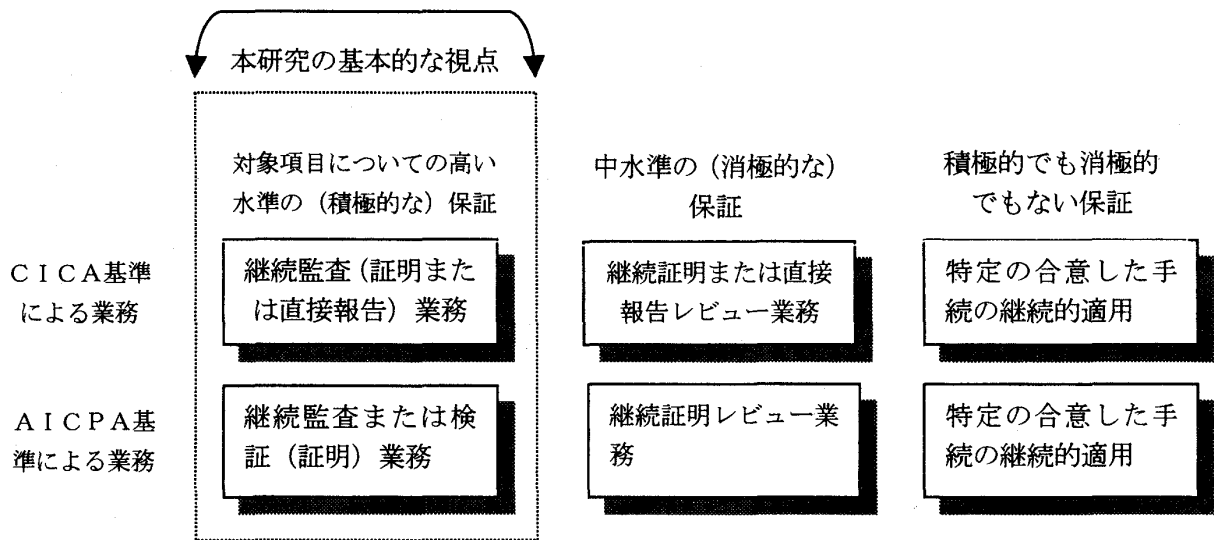
- (1) 書面による保証の提供(CICA/AICPA [1999], p. 5, 2.)

継続監査の結論は保証を提供する監査人の意見であるが、これは監査対象についての情報を利用しようとする人々に対し書面によって提供される。CICA/AICPA [1999] は、継続監査の方法は監査業務に関するカナダの基準または監査や証明業務に関するアメリカの基準に準拠すると仮定している。

- (2) 保証の水準(CICA/AICPA [1999], p. 6, 3.)

CICA/AICPA [1999] は、継続監査においても、通常の財務諸表監査と同様の高い水準の保証を提供する業務を想定している。図表2は、

図表2 継続監査業務の種類



(出所: CICA/AICPA [1999], p. 6)

CICA/AICPA [1999]において考察されている継続監査業務の種類とそのそれぞれの業務が提供する保証水準を示したものである。ここでは、中水準(消極的な)保証や積極的でも消極的でもない保証は想定されておらず、高水準の保証業務だけが考えられている。すなわち、CICA/AICPA [1999]が想定している業務は監査業務だけであり、継続レビュー業務と特定の合意した監査手続の継続適用業務については考察の対象としていない。高水準の保証業務は、カナダにおける監査業務とアメリカにおける監査および証明業務が該当するとされている。カナダの保証基準によれば監査は最も高い保証水準を提供する。そしてアメリカでも、AICPAの監査基準書(Statements on Auditing Standards, SASs)で示されている実施基準および報告基準にしたがって実施された監査は、歴史的財務諸表に最も高い水準の保証を提供するとされている。また、AICPAの証明業務基準書(Statements on Standards for Attestation Engagements, SSAEs)

に準拠して実施されるその他の業務は「証明業務」とよばれ、対象項目に最も高い水準の保証を提供する。

(3) 適切な規準(CICA/AICPA [1999], p. 7, 5.)

監査人は適切な基準にしたがって継続監査を行う際に、適切な(合理的な)規準を用いて経営者が作成責任を有する監査対象を評価する。たとえば継続監査における適切な規準は、一般に認められた会計基準である。その理由は、継続監査は広い範囲の監査対象を扱い、監査人は監査対象が適切性や信頼性という規準に照らして評価するかどうかを考慮する必要があるからである。カナダとアメリカにおける保証業務の基準は、適切な規準への指針を提供するものである

(4) 継続監査意見形成の基礎(CICA/AICPA [1999], p. 7, 6.)

継続監査業務における監査人の目的は、継続監査手続の種類、実施時期および実施範囲を立案することである。これによって、監査人の職

業判断において、監査対象が適切な規準に準拠していないという重要な事実を発見できない危険性を低い水準に減少させることができる。監査人は継続的な監査手続を実施することによって、経営者から報告されている継続的な情報に関する監査意見の基礎を形成することができる。

継続監査業務にあつては、監査手続の種類、実施時期および実施範囲を決定する際に、「重要性」という概念を用いることが求められる。CICA/AICPA [1999] は「重要性」について、「監査対象についての情報に依拠しその基礎にある活動について合理的な知識を有している個人が、その意思決定を行う際に影響を受けたり変更されたりすることがありうる場合には、報告されている監査対象における誤謬やその累積的な影響は重要であると考えられる。」としている。この定義によって、「重要性」が1つの概念に収斂することになる。また「誤謬」については、「単純化のために、『監査対象が適切な基準に準拠していない事実』と定義するが、この定義は、一般に認められた監査基準にみられる金銭的な誤謬よりも広いものである。」としている。

### 3. 継続監査の対象 (CICA/AICPA [1999], p. 9, 12.)

(1) 継続監査の対象は、経営者（または監査人）によって定められた特定の書式によって、利用者に役立つ継続的な財務情報または非財務情報が中心である。また継続監査は、システムの統制の有効性だけを対象とすることもある。継続監査の対象はいくつか考えられるが、たとえば次のように広い範囲の業績指標に関する6項目をあげることができる。

- ・市場／得意先指標（たとえば、製品の品質の測定、生産速度、定時発送率、得意先人口統計、新製品の紹介）
- ・内部の経営過程指標（たとえば、新製品の開発のような重要な成功要因についての処理過程の測定）
- ・人的資源指標（たとえば、従業員の能力や技術の成長、士気、斬新で創造力のある能力の測定）
- ・競争者指標（たとえば、組織と同じ次元での競争者の業績の跡づけ）
- ・物理的な環境指標（たとえば、空気や水の質の測定、再利用の可能性の検討）
- ・財務指標（収益成長力、原価動向、投下資本から得られるであろう収益の測定）

(2) 以上の継続監査の対象を踏まえて継続監査を依頼されると考えられる例として、次をあげることができる。

- ・債務契約条項の遵守に関する特定の財務情報（たとえば、在庫水準、受取勘定残高、支払勘定やその他の債務の残高および年齢に関する情報）
- ・電子商取引の信頼性(authenticity)、完全性(integrity)そして受容性(nonrepudiation)に関して、企業が公表した営業方針や実務に対する準拠性
- ・誰でも接近できるデータベース内で重要な情報が更新された場合における、その情報の完全性と正確性
- ・必要に応じていつでも利用できる財務諸表
- ・誰でも接近できるデータベースを含む特定のシステムや処理過程についての統制の有効性

4. 継続監査に必要な条件

CICA/AICPA [1999] によれば、継続監査に必要な条件として、(1)適切な特徴をもつ監査対象、(2)監査対象を作成するシステムの信頼性、(3)高度に自動化された監査手続、(4)監査手続の結果をタイムリーに入手できる手段、(5)継続監査報告書のタイムリーな公表、(6)監査人のITと監査対象への高度な習熟の6項目が考えられている。

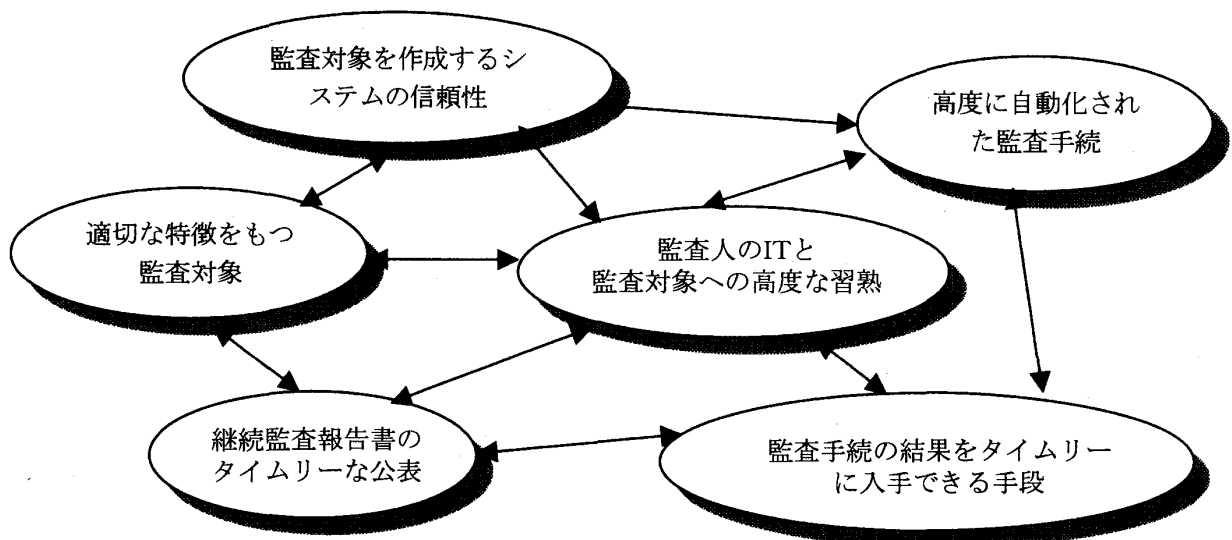
(1) 適切な特徴をもつ監査対象 (CICA/AICPA [1999], p. 12, 20.)

CICA/AICPA [1999] によれば、監査人は、監査対象に関する継続監査業務を受諾する前に、限られた時間内で監査しなければならないという制約のなかで、意義のある監査意見を提供するための合理的な基礎をもつ必要があるとしている。外部者が利用できる信頼性のある情報を作成するためには、基礎となっている事象や取引の発生直後に、高度に自動化された処理を行

うことが不可欠となる。すなわち事象の発生と継続監査報告の間の時間を短くするために、人の介在を最少にした高度に自動化された処理が必要となるのである。そしてこの自動処理を効果的に行うために、監査対象の基礎となっているデータは、構成要素の種類とその構成要素の量的および質的關係の観点から正確に定義されなければならない。経営者がデータを正確に定義する際に困難な点は、部分的にはデータの種類に基づいている。たとえばデータは、「定型的ハードデータ(routine hard data)」、「非定型的ハードデータ(nonroutine hard data)」および「ソフトデータ(soft data)」の3種類に分類されるが、経営者と監査人の両者は、継続報告と情報の監査が実施可能かどうかを決定する際には、以上の3種類のデータについてどういう事項が発生するかについて検討しなければならない。

定型的ハードデータとは、発生ないしは存在する事象や条件に関するもので解釈や測定が容

図表3 継続監査に必要な条件



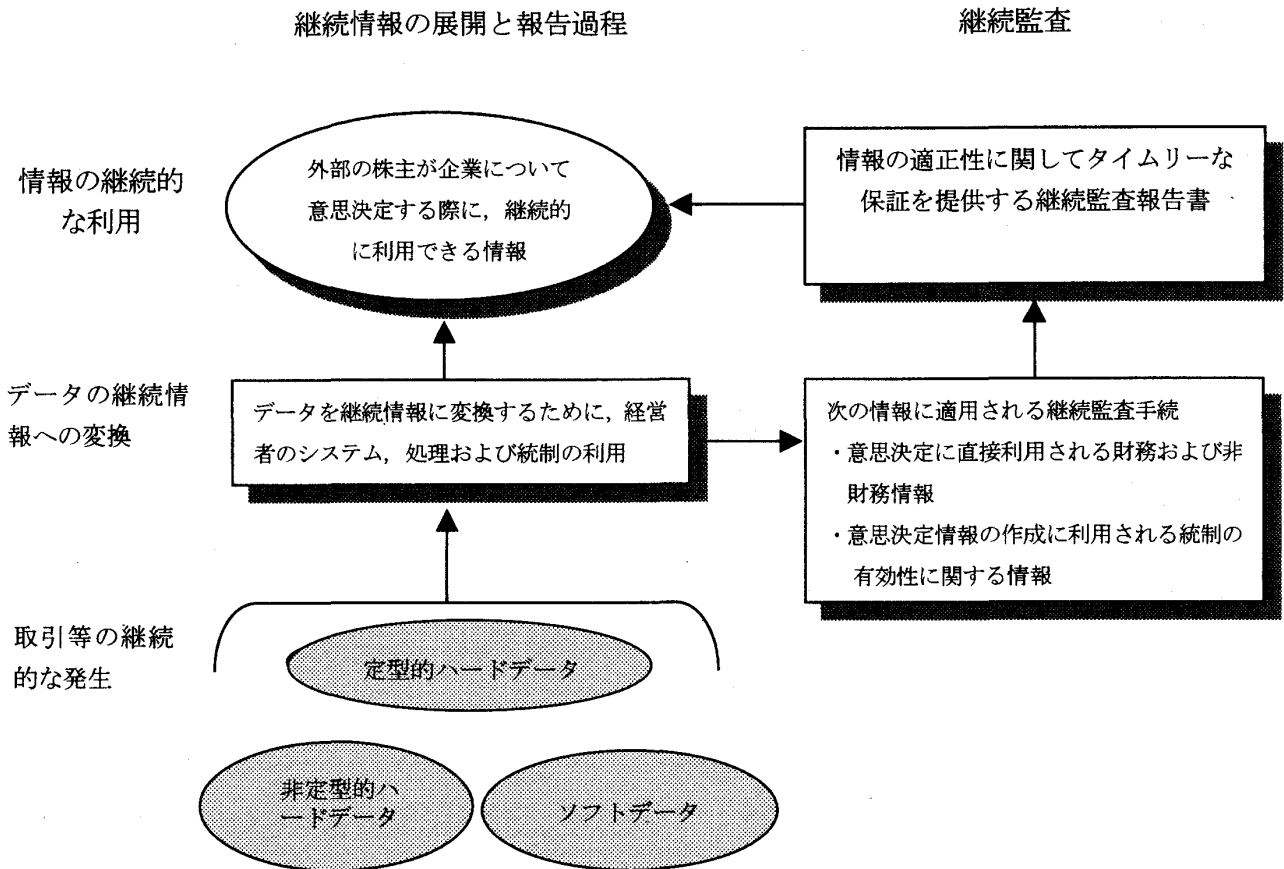
(出所：CICA/AICPA [1999], p. 12)

易なものである。たとえば経営者は、公表された電子商取引の方針や実務への準拠性に関する監査済みの情報を継続して報告しようとする。このことは、企業が、注文された量の商品を、合意した価格で、特定の時間内に発送することを意味している。基礎となっているデータ（たとえば、数量、価格、時間、得意先の名前や住所）は、コンピュータ化されたシステムによって明確に示されるので、容易に処理される。この種のデータに関する固有の危険と内部統制の危険は、通常、関連する情報を継続して報告する経営者の能力とこれを継続監査す

る監査人の能力が高ければ高い程、低い水準に抑えることができる。

非定型的ハードデータとは、規則的には発生または存在しない事象や条件（または経営者によって規則的には注目されない発生や存在）に関係するものであり、データを解釈または測定できるように他の源泉や計算（または同様の操作）からデータの結合を求めるものである。非定型的ハードデータの例としては、期末の実地たな卸から得られるたな卸資産の数量、得意先に対する与信限度額の変更、税額計算に必要な最近の税制のデータ、受領したがまだ請求さ

図表4 情報と監査のフロー



(出所：CICA/AICPA [1999], p. 9)



れていない財貨やサービスの発生額を決定するのに必要なデータ等が考えられる。このようなデータは企業の従業員によって作成される典型的なものであって、自動制御装置を通じてあまり処理され統制されることはないものである。しかし、システムの統合の増大や他のITの継続的な進歩によって、以前は非定型的ハードデータと考えられていたデータが定型的ハードデータとなり、したがって継続的な報告や監査に適合しやすいものとなりつつある。

ソフトデータとは、見積りを含む情報を展開する際に、事象や条件に関する仮定や判断に依存するものである。このデータはかなり主観的になりがちであり、自動化した処理や統制になじみにくいものである。たとえば企業の取引銀行は、経営者に対して、貸出金の担保として預かっているたな卸資産や諸勘定の正味実現可能価額に関する監査済みの継続的な情報を提供するように要請することがある。信頼できる正味実現可能価額を見積るためには、数多くの仮定を設定して適用しなければならない。ITの進歩によって処理の自動化がかなり進展しているとはいえ、現在でも見積りは企業の従業員（すなわち人手）によって作成される典型的な指標である。したがって継続監査は、このような多くの複雑な仮定を含むデータとその処理によって困難になりがちであるが、しかし将来的には、ソフトデータについての継続監査も増加していくであろう。

(2) 監査対象を作成するシステムの信頼性  
(CICA/AICPA [1999], p. 13, 21.)

CICA/AICPA [1999] によれば、システムの信頼性とは、システムが与えられた期間内および特定の条件の下で継続して有効に機能するものであると定義される。システムの信頼性は、

企業全体に統制が行き渡っている環境であれば最高となる。全社的な意味で統制を確立するための枠組みは、カナダのCOCO (Criteria of Control) やアメリカのCOSO (Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission) によって提供される。もっと詳しい有効な統制の規準は、CICAのITCG (Information Technology Control Guidelines) や Information Systems and Control FoundationのCOBIT (Control Objectives for Information and Related Technology) のような資料にみられる。

たとえばITCGは、有効な統制を達成するためにはITの戦略的な立案過程がきわめて重要であるとしている。この過程の構成要素は次のとおりである。

- ・企業の目的を説明するビジネスモデルとその目的が、特定の機能や活動へどのように関連しているかの説明
- ・企業の目的を達成するのに必要な情報の入手、処理、蓄積および検索を保証するためのデータ構築
- ・データや報告情報を適時適切に把握し、処理し、保存する応用構築
- ・企業の目的を達成するのに必要なハードウェア、ソフトウェア、連絡網およびその他の基礎的な要素からなる技術構築
- ・企業の増大する需要を満たすために現在の構築を展開し改善する計画

監査人がシステムの信頼性を評価する際には、監査済みの継続情報の普及についての上記の構成要素やシステムの展開、試験そして維持等のその他の点を考慮する必要がある。つまり経営者は有効な統制機能を継続し、監査人はこれを評価しなければならない。有効な統制機能には、

(a)システムの管理の拡大とその実施に関する一般的統制と(b)接近統制, 編集や正当性の統制, データの伝送統制, 統制全体と連番化, 停止記録と異常報告の統制, そしてデータベースの管理統制のような直接的統制がある。

システムの信頼性に対する要求は継続報告や継続監査に独特のものではないが, しかし継続報告や継続監査の場合には, 事象や取引の発生直後に完全で正確な情報を作成するシステムの能力という意味でのシステムの信頼性が必要である。このためには, かなり高い程度でシステムを統合することや, 重要な情報を中断しないでシステムを改善するような能力が必要である。

経営者が公表し監査人が報告を依頼される継続情報は, 種々のシステムやサブシステムから作成される。これらのシステムやサブシステムは, すべての情報要素が事実上同時に更新できるように, 情報のネットワーク化や共有化によって統合されなければならない。今日では, かなりの程度のシステム統合が多くの企業で可能である。たとえば多くの企業は, 全社的に製造, 流通, 販売, 財務および関連システムを統合するための高度な情報技術を用いるERP (Enterprise Resource Planning) を有している。さらに, 多くのEIAs (Enterprise Integration Applications) の提供者は, 企業が利用を求めるほとんどの応用ソフトとERPの結合を促進している。このようにシステムがより高度に統合されることによって, 広範囲に及ぶ情報の継続報告と監査が実施可能になるのである。

経営者と監査人は, 監査対象に関する方針と手続が継続的なシステムの改善に適切であるかどうかについても考慮しなければならない。この改善は, 継続情報や監査が中断しないように行われる必要がある。監査人が報告を依頼され

る継続情報についてのシステムの変更は, すべての点で, 慎重に設計され, 十分に統制されなければならない。たとえば, 応用ソフト, データベースおよびネットワーク化がデータや取引を適切に統合できるように, 応用ソフトの開発チームのメンバーや技術支援のメンバーと最終の利用者との間には密接な共同作業が必要である。

(3) 高度に自動化された監査手続 (CICA/AICPA [1999], p. 15, 27.)

CICA/AICPA [1999] によれば, 監査人は, 継続監査を実施する過程において, 例外事項や誤謬, そして企業のシステム内で誤謬が発生した場合の発生箇所を早く究明し, 採用すべき修正策について経営者と検討しなければならないとしている。これは, 広い範囲で企業のシステムや統制と統合され自動化された監査用具を利用することを意味している。

図表5は, 要求されるシステムの信頼性の程度, 監査用具が企業のシステムに統合される程度および自動化された監査手続を適用する頻度という3つの変数と, 監査報告書の公表のタイミングとの関係を示している。たとえば監査報告書を週刊で発行する場合においては, 監査報告書を年次で発行する場合に比べて, より高度なシステムの信頼性が必要であり, より企業のシステムと統合された監査用具を用い, そして自動化された監査手続をより頻繁に適用することが求められる。監査人が例外事項や誤謬を処理する時間は限られているので, より高度なシステムの信頼性が必要とされるのである。したがって監査対象を作成する企業のシステムは, 例外事項や誤謬があまり頻繁には発生しないように作動しなければならない。同様に, 監査証拠を収集するために監査人が用いる用具も, 監

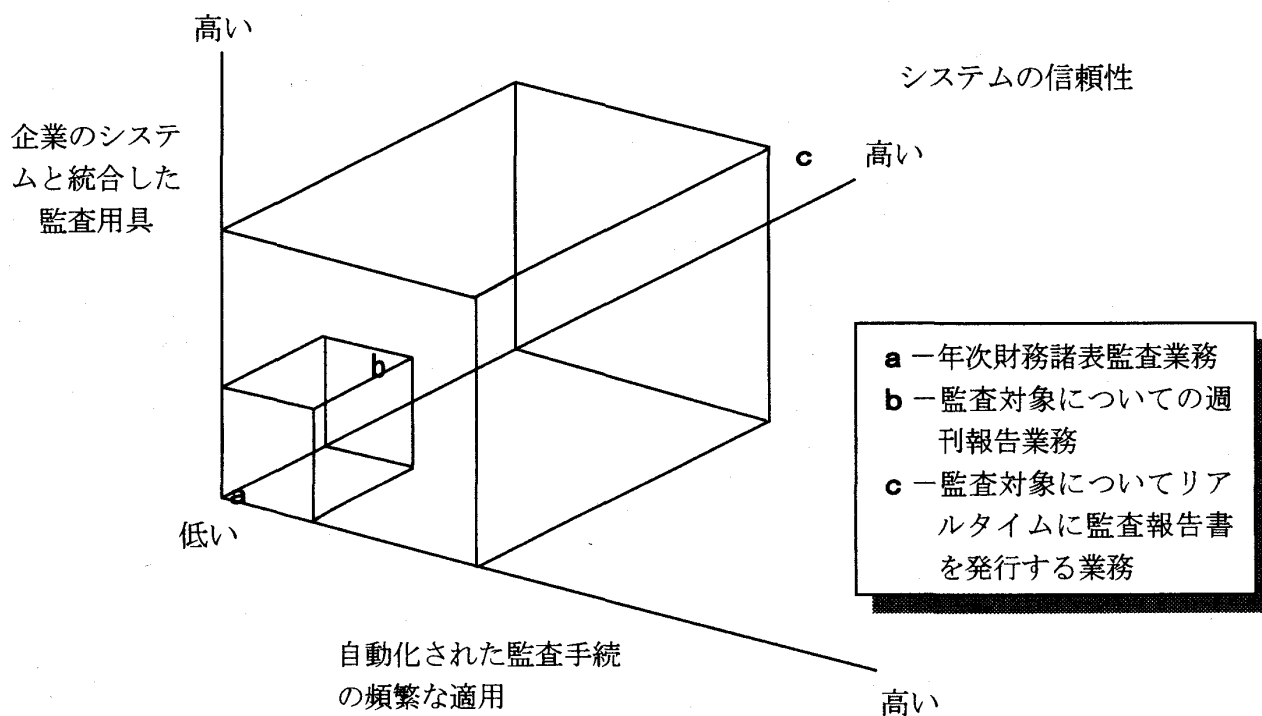
査対象における情報を作成するシステムと密接に結びついている必要がある。その理由は、企業のシステムによって情報の基礎にある取引が把握され処理された直後に監査証拠が入手されなければならないからである。これは、監査報告書を週刊で発行するという、監査対象事象の発生と監査報告書の発行との間の時間が短いことに由来している。最後に、伝統的な財務諸表の監査人が1年間の取引を網羅するのに年に1回の検証で済ますこともあるのに対し、週刊の監査報告においては監査は頻繁に実施されるように設計されなければならない。

仮に監査人が監査対象である事象が発生した直後に監査報告書を発行しようとするれば、これらの3つの変数はいっそう高度にならなければならないであろう。この場合、システムが作成する監査対象に関する情報には、ほとんど重要な誤謬がないようにしなければならない。そし

てこのようなリアルタイムに発行される監査報告書において監査人の意見を支持するのに必要な監査証拠を収集するためには、監査用具は企業のシステムと高度に統合されて中断することなく用いられる必要がある。

継続的な監査報告書を発行するタイミングについて監査人が考慮すべき重要な要素は、報告される監査対象の基礎となっているデータの安定性である。継続監査は、データが不安定なために利用者が客観的な団体からの保証なしには情報の合理性について自分で評価できない場合に、株主により有用性を付加するものである。しかしデータが源泉、種類、量、受け取った時期という点で比較的不安定な場合には、自動化された統制はそのデータに含まれる重要な誤謬を予防し発見するためには有効に作動しないであろう。統制の検証と（実証分析のような）実証的手続を含む継続監査手続の種類、範囲およ

図表5 監査報告のタイミング



(出所：CICA/AICPA [1999] , p. 17)

び頻度と、監査用具を企業のシステムに統合する程度は、基礎となっているデータの相対的な安定性を考慮して設計されなければならない。監査人は不安定なデータによって継続監査業務を実施できなくなるわけではないが、データが安定していればしている程、短期間のうちに継続監査意見を支持する証拠を入手しやすくなるであろう。すなわち、監査報告書の発行頻度は、システムの信頼性、企業のシステムと統合した監査用具、自動化された監査手続の適用という3つの独立変数の従属変数である。

(4) 監査手続の結果をタイムリーに入手できる手段(CICA/AICPA [1999] , p. 17, 32.)

CICA/AICPA [1999] によれば、継続監査の枠組みにおいては、自動化された監査手続を実施した結果とくに調査が必要な例外事項や重要な誤謬が発見された場合に、これらが監査人に早急に伝達される必要があるとしている。多分

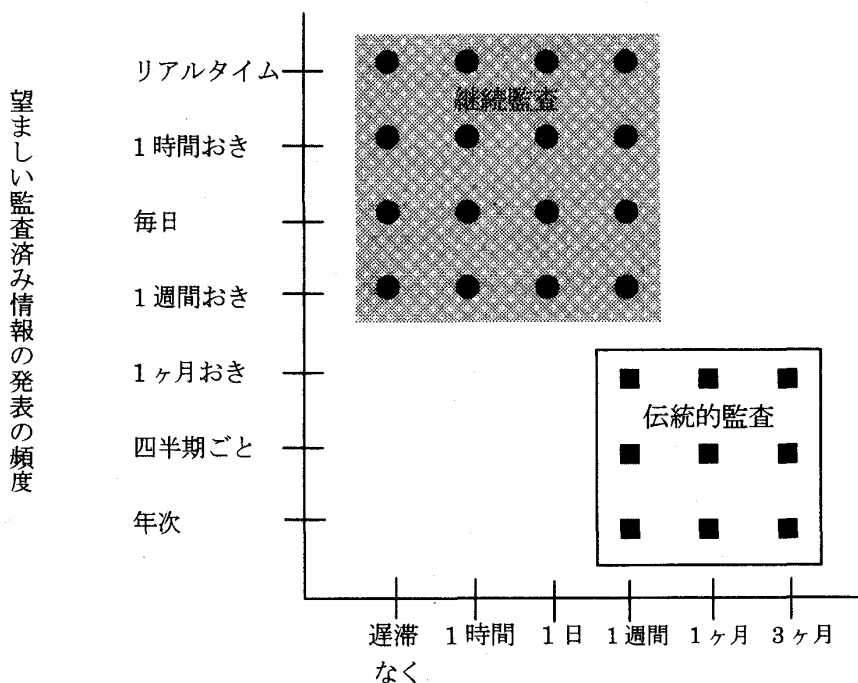
監査人は、物理的に企業の構内にいることが多いであろうから、自動化された監査手続の結果は企業のなかで評価されるであろう。それ以外の場合には、継続監査手続の結果は、企業から監査人側に電子的に転送される必要がある。この電子的な転送は有効でなければならず、そしてたとえば記号を用いることのように安全面で適切でなければならない。

(5) 継続監査報告書のタイムリーな公表  
(CICA/AICPA [1999] , p. 18, 33.)

CICA/AICPA [1999] によれば、企業の情報とこれに関連する監査報告書は、投資家一般が継続して容易に利用できるものでなければならないとしている。情報を最新にする自動処理と監査報告書ならびに報告過程の統合の保証に役立つ企業側の安全性について企業が統制し、監査人はこれを検証する必要がある。

(6) 監査人のITと監査対象への高度な習熟

図表6 監査報告書と関連する情報の発表のタイミング



監査対象の利用可能性と監査報告書および関連する情報の間の時間の長さ

(出所：CICA/AICPA [1999] , p. 11)

(CICA/AICPA [1999], p. 18, 34.)

CICA/AICPA [1999]によれば、継続監査に必須の重要な条件は、監査人がその業務の実施に習熟していることであるとされている。監査人は、ITと監査対象の両方について深い理解をもつ必要があり、また継続監査を行う監査チームも必要な専門知識をもっていなければならない。継続監査の業務によっては、専門家の意見を聞き、またはその業務を利用する必要がある場合もある。

## 5. 継続監査制度の確立に向けて

21世紀においてITはますます進展すると思われる、これにともなって情報要求の多様化、複雑化、連続化は避けられないであろう。この要求に応えるためには、監査人による監査対象の継続的モニターとon-demand型の監査報告書の発行が要求される。継続監査は企業の発表する情報に対する監査を想定しているが、しかし一般事業会社に限定されず官庁、地方自治体、公益法人等のホームページ内の情報に対する継続監査も考えられる。伝統的な財務諸表監査および意見表明業務と継続監査とを比較してみれば、図表7のようになる。

このような継続監査が21世紀における制度として確立するための条件は、次のようになるであろう。

### (1) 公認会計士法の改正

わが国の公認会計士法によれば、公認会計士および監査法人の業務は次のように規定されている。

「公認会計士は、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする。」(公認会計士法第2条第1項)

「監査法人は、第2条第1項の業務を行う(中略一筆者)。」(公認会計士法第34条の5)。

すなわちわが国の公認会計士法によれば、公認会計士および監査法人の業務は監査業務に限定されている。しかしながら21世紀においてon-demand型の監査報告書の発行が要求されるとすれば、公認会計士および監査法人の業務を監査業務に限定せずに、合意した手続の実施業務やレビュー業務等監査人が行うサービスの多様化をはかる必要があるであろう。このためには、公認会計士の業務制限の撤廃、すなわち公認会計士法の改正が必要である。また監査人の意識としても、適正表示に限定されない幅広い意見表明業務を想定することが必要となるであろう<sup>3</sup>。

また公認会計士法は、上記第2条第1項の「財務書類」について次のように規定している。

「(中略一筆者)『財務書類』とは、財産目録、貸借対照表、損益計算書その他の財務に関する書類をいう。」(公認会計士法第1条)

このように、わが国の公認会計士法によれば公認会計士および監査法人が行う業務は財務書類が対象となっている。しかしCICA/AICPA [1999]は、継続監査の対象は利用者に役立つ継続的な財務情報または非財務情報が中心であるとし、また監査対象となるデータを定型的ハードデータ、非定型的ハードデータおよびソフトデータの3種類に分類(CICA/AICPA [1999], pp. 12-13, 20.)しており、財務書類だけに限定しているわけではない。したがって、わが国で継続監査を普及させようとするならば、非財務情報も対象となるように公認会計士法を改正する必要がある。

3 同旨、古賀[2000], p. 67

図表7 財務諸表監査および意見表明業務と継続監査との比較

	①財務諸表監査および②意見表明業務	継続監査
監査の対象	①連結財務諸表, 財務諸表, 中間連結財務諸表, 中間財務諸表 ②四半期連結財務諸表, 四半期財務諸表	●継続情報 ●システムの統制の有効性
監査の目的	①適正性に関する監査意見の表明 ②意見表明	●信頼性や有効性に関する監査意見の表明
監査の前提	●良好な内部統制	●良好な内部統制 ●高度なシステムの信頼性
監査の方法	①通常実施すべき監査手続または中間監査手続 ②レビュー, 質問, 分析的手続	●高度に自動化された監査手続 ●企業のシステムと統合した監査用具
監査結果の伝達	①監査報告書または中間監査報告書による ②年2回の意見表明報告書による	●年次, 四半期毎, 月刊, 週刊, 日刊, 毎時, またはリアルタイムな監査報告書による

(注) ①と②は, それぞれの番号で相互に関連する。  
(出所: 古賀〔2000〕, p. 67を参考にして, 筆者が作成した。)

(2) 新たな期待ギャップの発生の可能性の阻止

公認会計士法を改正するに際しては, 付与する保証水準の分類とそれぞれの保証概念を明確にし, 社会的合意に向けての啓蒙を十分に行う必要と, 業務実施者の責任範囲の明確化が必要である。これは, 新たな期待ギャップの発生の可能性を阻止するために欠くことができないものである。これに関しては, EDINET (Electronic Disclosure for Investor's Network) のケースについて, 日本公認会計士協会情報システム委員会が中間報告を発表している (日本公認会計士協会〔2000d〕, 15項および21項)<sup>4</sup>。

4 日本公認会計士協会〔2000d〕では, 「監査人の責任」を, 監査人の法令上の責任と監査人の社会的な責任に分けて示して, 責任の方向性を示しており, 参考になると考えられる。

(3) 財務諸表監査制度の大幅な見直しが必要

ITの進展によって双方向通信が可能となり, 投資家一般が企業情報をリアルタイムに入手できるようになれば, 投資家一般は, 必要な情報を必要なときに必要なだけ要求すると考えられ, 有価証券報告書, したがって従来の財務諸表監査制度は必然的に陳腐化していくと考えられる。これはon-demand型の保証が求められるためである。そこで, 将来の継続監査をも包含した新たな財務諸表監査制度を作成する必要がある。

(4) 高度なシステム統合と新たな監査用具の開発

継続監査を実施するためには, 監査事務所のシステムと企業のシステムとが高度に統合される必要がある。その前提として, 企業のシステムの信頼性の検証が不可欠であろう。そしてそのためには, 継続的に監査対象をモニターできる新たな監査用具と新たな監査手続の開発が必

要である。

(5) 監査人の独立性、二重責任原則および新たな概念フレームワーク

継続監査においては、従来の財務諸表監査の場合以上に、内部監査の積極的な利用や大幅な内部監査人との共同作業が必要となるであろう。これは、監査事務所と企業のシステム同士が高度に統合される必要があるからである。内部監査を積極的に利用したり共同作業を大幅に取り入れるということは、企業側と一緒に作業を行うことを意味し、監査人が企業の情報作成に関与することもあり得ることを示している。これは、現在の監査理論では監査人の独立性の問題に抵触し、同時に監査における二重責任原則にも抵触することになる。したがってこれらの問題点が解消される必要があるが、このことは、現在の財務諸表監査制度としての監査よりも広い「監査一般論（または保証業務論）」としての新たな監査上の概念フレームワークの構築が必要となることを示している。そしてこの概念フレームワークを完成させるには、膨大なエネルギーが必要となるであろう。継続監査を制度として導入する結果、このようなさらに大きな問題を派生的に出現させることになるが、しかし現在の監査を取り巻く世界の趨勢を考えるとこれは避け得ない問題であり、監査理論の研究者や監査研究に関する学会を挙げての対応が求められるものである。

《参考文献》

- AAA [1973] : AAA, *A Statement of Basic Auditing Concepts*, 1973.
- AICPA [1997] : AICPA, *Report of the Special Committee on Assurance Services, Systems Reliability Assurance Segment*, 1997; <http://www.aicpa.org/assurance/scas/newsvs/reliab/index.htm>.
- CICA [1996] : CICA, *Report of the Inter-Institute Vision Task Force*, Toronto, 1996; <http://www.cica.ca>.
- CICA/AICPA [1999] : CICA & AICPA, *Continuous Auditing*, Toronto, 1999.
- Elliott [1998] : Robert K. Elliott, *Assurance Services and the Audit Heritage: What's new and What's rooted in the past*, *The CPA Journal*, June 1998.
- ディスクロージャー研究学会 [1999] : ディスクロージャー研究学会『現代ディスクロージャー論』, 中央経済社, 平成11年。
- 池田 [1999] : 池田公司「IT監査とリスク指向監査アプローチ」, 『会計』第156巻第4号 (1999年10月)。
- 池田 [2001] : 池田公司「IT監査の理論的基盤」, 『企業会計6月別冊』通巻第27号 (平成13年6月)。
- 河崎 [2001] : 河崎照行「IT革命と会計ディスクロージャー」, 『企業会計6月別冊』通巻第27号 (平成13年6月)。
- 古賀 [2000] : 古賀智敏「金融リスク環境と新監査モデル—継続的監査アプローチの適用可能性と課題—」, 『現代監査』No. 10 (2000年3月)。
- 長吉 [2000] : 長吉眞一『財務諸表監査の構造分析』, 中央経済社, 平成12年。
- 日本会計研究学会 [1999] : 日本会計研究学会スタディ・グループ『電子メディアによる情報開示に関する研究』中間報告 (平成11年9月10日)。
- 日本会計研究学会 [2000] : 日本会計研究学会

- スタディ・グループ『電子メディアによる情報開示に関する研究』最終報告（平成12年9月20日）。
- 日本監査研究学会〔1998〕：日本監査研究学会課題別研究部会『保証業務（assurance services）と会計士の責任』中間報告（1998年11月4日）。
- 日本監査研究学会〔1999〕：日本監査研究学会課題別研究部会『保証業務（assurance services）と会計士の責任』最終報告（1999年11月14日）。
- 日本監査研究学会〔2000〕：日本監査研究学会保証業務と会計士の責任研究部会『会計士情報保証論』，中央経済社，平成12年。
- 日経新聞〔2001a〕：日本経済新聞，Business Trend，平成13年7月4日付け朝刊。
- 日経新聞〔2001b〕：日本経済新聞，「『IT失速の深層』下」，平成13年4月16日付け朝刊。
- 日本公認会計士協会〔2000a〕：日本公認会計士協会次世代会計士保証業務研究会「証明業務基準（試案）」，『JICPAジャーナル』Vol. 12 No. 2（No. 535，2000年2月号）。
- 日本公認会計士協会〔2000b〕：日本公認会計士協会監査委員会研究報告第9号「東京証券取引所のマザーズ上場企業の四半期財務諸表に対する意見表明業務について（中間報告）」，『JICPAジャーナル』Vol. 12 No. 3（No. 536，2000年3月号）。
- 日本公認会計士協会〔2000c〕：日本公認会計士協会次世代会計士保証業務研究会『公認会計士保証業務～基礎概念，実務，および責任の研究～』最終報告書，平成12年7月1日。
- 日本公認会計士協会〔2000d〕：日本公認会計士協会情報システム委員会「財務諸表及び監査報告書の電子化とその対応（中間報告）」，平成12年7月6日。
- 日本公認会計士協会〔2000e〕：日本公認会計士協会監査委員会研究報告第12号「東京証券取引所の有価証券上場規程に定める被合併会社等の財務諸表に対する意見表明業務について（中間報告）」，『JICPAジャーナル』Vol. 12 No. 12（No. 545，2000年12月号）。
- 堀江〔2001〕：堀江正之「電子情報開示におけるシステムの信頼性保証」，『企業会計6月別冊』通巻第27号（平成13年6月）。
- 森〔1995〕：森實「継続監査と情報システム監査」，『流通・経営科学論集』（大阪学院大学）第21巻第3号（平成7年12月号）。
- 森〔2000〕：森實『内部統制の基本問題』，白桃書房，平成12年。
- 山浦〔2001a〕：山浦久司「財務諸表監査と保証業務」，『會計』第159巻第2号（2001年2月号）。
- 山浦〔2001b〕：山浦久司『監査の新世紀』，税務経理協会，平成13年。

〔九州大学大学院経済学研究院助教授〕